

大規模災害時における  
災害廃棄物の処理等に関する協定書

福 井 県  
一般社団法人 福井県産業資源循環協会



## 大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

福井県（以下「甲」という。）と一般社団法人福井県産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、地震、豪雨等により県内において大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における災害廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第 1 条 この協定は、大規模災害が発生した場合に、甲が乙に災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処理・処分等の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第 2 条 この協定において、「災害廃棄物」とは、大規模災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。

### （協力内容）

第 3 条 乙が行う協力内容は、県内市町および一部事務組合（以下「市町等」という。）が実施する次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）とする。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集・運搬
- （3）災害廃棄物の処理・処分
- （4）仮置場の管理・運営
- （5）前各号に伴い必要な事項

### （地域担当者）

第 4 条 乙は、別表に掲げる地域ごとに、地域内の市町等と災害廃棄物の処理等に関して調整等を行う者（以下「地域担当者」という。）を設置するものとする。

2 乙は、前項により定めた事項を変更した場合は、直ちに甲に報告するものとする。

### （協力要請）

第 5 条 甲は、市町等が実施する災害廃棄物の処理等について、市町からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

### （災害廃棄物の処理等の実施）

第 6 条 乙は、甲から要請があったときは、地域担当者が市町等と調整を行い、必要な人員、車両、資機材を調達し、市町等が実施する災害廃棄物の処理等に可能

な限り協力するものとする。ただし、地域を越えた大規模災害が発生し、地域担当者と市町等との調整が困難な場合は、乙は甲と調整を行い、市町等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に注意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再生利用および再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(情報の提供)

第7条 甲は、大規模災害時に円滑な協力が得られるように、乙に県内の被災・復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を、甲に報告するものとする。

(協力要請の手続き)

第8条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町名
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

(実績報告)

第9条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 市町名
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第10条 第5条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、原則として市町等が負担するものとし、その額は大規模災害の直前における通常の価格を基準として、乙と市町等で協議の上、決定するものとする。

(損害の補償)

第11条 第5条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等により生じた損害の補償については、乙と市町等で協議の上、決定するものとする。

(連絡窓口)

第12条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては安全環境部循環社会推進課、乙においては事務局とする。

(平時における協力体制)

第13条 甲は、乙に対し会員の状況等、この協定の円滑な運用に関する情報の提供を求めることができる。

2 乙は、甲または市町等が実施する研修や訓練等に参加するなど、県および市町等の災害廃棄物処理体制の整備等に協力するものとする。

(他被災都道府県への応援)

第14条 甲が、被災した他の都道府県に対して災害廃棄物の処理等についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力をするものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲と乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和4年5月23日

甲 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県知事

乙 福井県福井市米松2丁目24-20

一般社団法人 福井県産業資源循環協会

会長

別表（第4条関係）

地域名	対象市町
福井	福江市、永平寺町
坂井	坂江市、あわら市
奥越	大野市、勝山市
丹南	鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町
二州	敦賀市、美浜町
若狭	小浜市、高浜町、おおい町、若狭町

